令和５年８月２９日

長崎県内水面漁場管理委員会事務局
（漁業振興課内）
内線電話　２８２３
直通電話　０９５－８９５－２８２３
担当者名　吉川、丸田

長崎県内水面漁場管理委員会指示の発出及び採捕規程の承認について（お知らせ）

このことについて、下記のとおり指示しましたのでお知らせします。また、令和５年長崎県内水面漁場管理委員会指示第２号から第７号に基づく採捕規程を承認しましたので、併せてお知らせします。

記

令和５年長崎県内水面漁場管理委員会指示第２号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第１項及び第 171 条第４項の規定により、長崎県北松浦郡及び佐世保市佐々川流域における水産動物の採捕に関し、次のとおり制限する。

令和５年８月 29 日

長崎県内水面漁場管理委員会会長　荒川　敏久

１　佐々川流域において、あゆ、こい、ふな、はや、うなぎ及びもくずがにを採捕しようとする者は、あらかじめ本委員会の承認を受けなければならない。ただし、試験研究等のための採捕並びに中学生以下の生徒及び児童が行う採捕については、この限りではない。

なお、佐々川流域とは、次の基点１と基点２を結ぶ直線より上流の佐々川（志方川、市瀬川、江里川、川添川、高峰川、福井川、路木場川及び北川内川を含む。）及び木場川（四ツ井樋橋下流端から上流）とする。

基点１とは、佐世保市小佐々町と北松浦郡佐々町との最高高潮時海岸線における境界

基点２とは、北松浦郡佐々町芳の浦佐々川東岸標識Ａ（基点１から 90 度の直線と対岸との交叉点）

２　１により承認を受けた者は、佐々川内水面振興協議会が定めて、本委員会の承認を受けた「採捕規程」に従わなければならない。

３　この指示の有効期間は、令和５年９月１日から令和 10 年８月 31 日までとする。

令和５年長崎県内水面漁場管理委員会指示第３号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第１項及び第 171 条第４項の規定により、長崎県西海市雪浦川流域における水産動物の採捕に関し、次のとおり制限する。

令和５年８月 29 日

長崎県内水面漁場管理委員会会長　荒川　敏久

１　雪浦川流域において、あゆ、こい、うなぎ及びもくずがにを採捕しようとする者は、あらかじめ本委員会の承認を受けなければならない。ただし、試験研究等のための採捕並びに中学生以下の生徒及び児童が行う採捕については、この限りではない。

なお、雪浦川流域とは、雪川橋下流端より上流（支流河川を含む。）とする。ただし、雪浦ダム堰堤から幸物橋下流端及び河通ダム堰堤から上流全域は除く。

２　１により承認を受けた者は、雪浦川内水面振興協議会が定めて、本委員会の承認を受けた「採捕規程」に従わなければならない。

３　この指示の有効期間は、令和５年９月１日から令和 10 年８月 31 日までとする。

令和５年長崎県内水面漁場管理委員会指示第４号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第１項及び第 171 条第４項の規定により、長崎県諫早市境川流域における水産動物の採捕に関し、次のとおり制限する。

令和５年８月 29 日

長崎県内水面漁場管理委員会会長　荒川　敏久

１　境川流域において、あゆ、やまめ、こい及びはやを採捕しようとする者は、あらかじめ本委員会の承認を受けなければならない。ただし、試験研究等のための採捕並びに中学生以下の生徒及び児童が行う採捕については、この限りではない。

なお、境川流域とは、境川河口より上流とする。ただし、上限は広域基幹林道多良岳横断線が大渡橋上流の４本の支流と接する地点の下流端まで及び落合川の雨堤橋上流端までとする。

２　１により承認を受けた者は、境川内水面振興協議会が定めて、本委員会の承認を受けた「採捕規程」に従わなければならない。

３　この指示の有効期間は、令和５年９月１日から令和 10 年８月 31 日までとする。

令和５年長崎県内水面漁場管理委員会指示第５号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第１項及び第 171 条第４項の規定により、長崎県松浦市志佐川流域における水産動物の採捕に関し、次のとおり制限する。

令和５年８月 29 日

長崎県内水面漁場管理委員会会長　荒川　敏久

１　志佐川流域において、あゆ、はや、こい、ふな、うなぎ及びもくずがにを採捕しようとする者は、あらかじめ本委員会の承認を受けなければならない。ただし、試験研究等のための採捕並びに高校生以下の生徒及び児童が行う採捕については、この限りではない。

なお、志佐川流域とは、松浦市志佐町志佐川河口第１橋梁上流端から鎌土橋下流端までとする。ただし、支流を除く。

２　１により承認を受けた者は、志佐川内水面振興協議会が定めて、本委員会の承認を受けた「採捕規程」に

従わなければならない。
３　この指示の有効期間は、令和５年９月１日から令和 10 年８月 31 日までとする。

令和５年長崎県内水面漁場管理委員会指示第６号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第１項及び第 171 条第４項の規定により、長崎県大村市郡川流域における水産動物の採捕に関し、次のとおり制限する。

令和５年８月 29 日

長崎県内水面漁場管理委員会会長　荒川　敏久

１　郡川流域において、はや、ふな、こい及びうなぎを採捕しようとする者は、あらかじめ本委員会の承認を受けなければならない。ただし、試験研究等のための採捕並びに高校生以下の生徒及び児童が行う採捕については、この限りではない。

なお、郡川流域とは、次の基点１と基点２を結んだ直線から上流とする。ただし、支流河川及び萱瀬ダム堰堤から上流全域は除く。

基点１とは、大村市郡川川尻下川原鼻標識

基点２とは、大村市郡川川尻下川原鼻対岸標識（基点１から 170 度の直線が陸岸と交わるところ）

２　１により承認を受けた者は、郡川内水面振興協議会が定めて、本委員会の承認を受けた「採捕規程」に従わなければならない。

３　この指示の有効期間は、令和５年９月１日から令和 10 年８月 31 日までとする。

令和５年長崎県内水面漁場管理委員会指示第７号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第１項及び第 171 条第４項の規定により、長崎県東彼杵郡川棚川流域における水産動物の採捕に関し、次のとおり制限する。

令和５年８月 29 日

長崎県内水面漁場管理委員会会長　荒川　敏久

１　川棚川流域において、うなぎを採捕しようとする者は、あらかじめ本委員会の承認を受けなければならない。ただし、試験研究等のための採捕並びに高校生以下の生徒及び児童が行う採捕については、この限りではない。

なお、川棚川流域とは、川棚橋下流端から鹿山橋下流端の区域とする。ただし、支流は除く。

２　１により承認を受けた者は、川棚川内水面振興協議会が定めて、本委員会の承認を受けた「採捕規程」に従わなければならない。

３　この指示の有効期間は、令和５年９月１日から令和 10 年８月 31 日までとする。

長崎県内水面漁場管理委員会公告

令和５年長崎県内水面漁場管理委員会指示第２号から第７号に基づく採捕規程について、次のとおり承認したので公告する。

令和５年８月29日

長崎県内水面漁場管理委員会会長　荒川　敏久

佐々川内水面振興協議会採捕規程

（目的）

第１条　この規程は、佐々川内水面振興協議会（以下「協議会」という。）が長崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の指示に基づき、佐々川流域における漁場利用関係を適切にし、水産動物（あゆ、こい、ふな、はや、うなぎ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の保護培養を図る事を目的とする。

（漁具漁法の制限）

第２条　水産動物を採捕する場合は次の漁具漁法以外のものによって採捕してはならない。ただし、うなぎづか、うなぎもどらず及びかにかごについては、委員会の承認を得て協議会が特に認めた者は、この限りではない。

(1)　手釣（あゆ以外のかけ釣を禁止する。）

(2)　竿釣（水中に潜り引き掛ける漁法及びあゆ以外のかけ釣を禁止する。）

(3)　徒歩徒手採捕

(4)　手たぶ（直径50センチメートル以下。）

(5)　投網（佐々橋歩道橋より下流のみ。）

（採捕期間）

第３条　次の表のア欄に掲げる水産動物を採捕する期間は、同表イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア　水産動物	イ　期　　　　　　間
あ　　　ゆ	６月１日から12月31日までの期間で協議会が公示する期間

２　前項の公示は、毎年市町広報誌等に掲載する。

（体長の制限）

第４条　次の表のア欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表イ欄に掲げる大きさ以下のものを採捕してはならない。

ア　水産動物	イ　大　　き　　さ
う　な　ぎ	全長21センチメートル
こ　　　い	全長15センチメートル
もくずがに	甲幅長５センチメートル

（禁止区域及び期間）

第５条　第３条の規定に関わらず、次の表のア欄に掲げる水産動物は、同表イ欄の区域において同表ウ欄の期間は採捕してはならない。

ア　水産動物	イ　区　　　　　域	ウ　期間
あ　　　ゆ	佐々橋上流端から里堰堤下流端まで	10月1日から10月31日まで

２　吉井橋上流端から藤田堰堤跡下流端までの間及び新開堰堤上流端から正興寺橋下流端までの間は、友釣り以外のかけ釣により採捕してはならない。

３　本規程に関わらず、長崎県漁業調整規則(昭和39年長崎県規則第89号)第40条の規定により、次の表のア欄に掲げる区域内においては、同表イ欄に掲げる期間中、一切の水産動植物を採捕してはならない。

ア　区　　　　域	イ　期　　　　間
佐々橋の下流端から古川橋の上流端まで	９月１日から10月31日まで

（水産動物を採捕する者の守るべき事項）

第６条　水産動物を採捕する者は、水産動物の保護培養に協力しなければならない。

２　水産動物を採捕する場合、川底を撹拌してはならない。

３　水産動物を採捕する場合、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

４　水産動物を採捕する場合、委員会の承認証及び承認札を携帯、着用しなければならない。

５　水産動物を採捕する場合において、漁場監視員の要求があったときは、委員会の承認証を提示しなければならない。

６　水産動物を採捕する場合、河川を汚染するような行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第７条　漁場監視員は、この規程の励行に関して必要な指示を行うことができる。

２　漁場監視員は、別記様式（一）の漁場監視員であることを表示する腕章をつけると共に、別記様式（二）の漁場監視員証を携帯するものとする。

３　漁場監視員は、採捕者から要求があったときは、漁場監視員証を提示しなければならない。

（承認証の貸与等の禁止）

第８条　委員会の承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

（違反者に対する措置）

第９条　協議会は、委員会の承認を受けた者が、この規程に違反したときは、ただちにその者に対し採捕の中止を命ずる事が出来るものとする。

２　協議会は、前項の規定により、採捕の中止を命じた場合にはその旨を委員会に報告し、以後その者の採捕を承認しないよう具申するものとする。

（附則）

１　この規程は、令和５年９月１日から施行する。

２　平成30年８月30日付けで長崎県内水面漁場管理委員会から承認された佐々川内水面振興協議会採捕規程は、令和５年８月31日限り、その効力を失う。

様式（一）

佐々川漁場監視員

佐々川内水面振興協議会

様式（二）

<table>
<tr><td>

漁　場　監　視　員　証

下記の者は、当協議会の監視員であることを証明する。

住　　所

氏　　名

有効期間　　自　令和　年　月　日

至　令和　年　月　日

佐々川内水面振興協議会

会長　　　　　　印

</td></tr>
</table>

雪浦川内水面振興協議会採捕規程

（目的）

第１条　この規程は、雪浦川内水面振興協議会（以下「協議会」という。）が長崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の指示に基づき、雪浦川流域における漁場利用関係を適切にし、水産動物（あゆ、こい、うなぎ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の保護培養を図ることを目的とする。

（漁具漁法の制限）

第２条　水産動物を採捕する場合は、次の漁具漁法以外のものによって採捕してはならない。

(1)　手釣

(2)　竿釣

(3)　徒歩徒手採捕

(4)　たも網

(5)　かにかご（１人が同時に使用するかごの数は３個以内とする。）

(6)　うなぎかご（１人が同時に使用するかごの数は10個以内とする。）

（採捕期間）

第３条　次の表のア欄に掲げる水産動物を採捕する期間は、それぞれ同表イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア　水産動物	イ　期　　　間
あ　　ゆ	６月１日から12月31日まで
もくずがに	８月１日から10月31日まで

（採捕禁止区域）

第４条　次の表のア欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表イ欄の区域において、掛け釣りにより採捕してはならない。

ただし、あゆの友釣りを除く。

ア　水産動物	イ　区　　　　域

あ　　ゆ	雪浦川本流と羽出川（雪浦川支流）の合流点から奥浦橋下流端まで
こ　　い	同　　上

（体長及び採捕の制限）

第５条　次の表のア欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表イ欄に掲げる大きさ以下のものを採捕してはならない。

ア　水産動物	イ　大　　き　　さ
こ　　い	全長30センチメートル
もくずがに	甲殻長５センチメートル
う　な　ぎ	全長21センチメートル

２　こいを持ち帰る場合は、その数は１人１日１尾までとする。

（水産動物を採捕する者の守るべき事項）

第６条　雪浦川において水産動物を採捕する者は、水産動物の保護培養に協力しなければならない。

２　水産動物を採捕する場合は、川底を撹拌してはならない。

３　水産動物を採捕する場合は、相互に適正な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

４　水産動物を採捕する場合は、委員会の承認証を携帯し、協議会の漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

５　水産動物を採捕する場合は、河川を汚染するような行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第７条　漁場監視員は、この規程の励行に関して必要な指示を行うことができる。

２　漁場監視員は、別記様式（一）の漁場監視員であることを表示する腕章をつけるとともに、別記様式（二）の漁場監視員証を携帯するものとする。

３　漁場監視員は、採捕者から要求があったときは、漁場監視員証を提示しなければならない。

（承認証の貸与の禁止）

第８条　委員会の承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

（違反者に対する措置）

第９条　協議会は、委員会の承認を受けた者が、この規程に違反したときは、ただちにその者に対し採捕の中止を命ずることができるものとする。

２　協議会は、前項の規定により、採捕の中止を命じた場合にはその旨を委員会に報告し、以後その者の採捕を承認しないよう具申するものとする。

（附則）

１　この規程は、令和５年９月１日から施行する。

２　平成30年８月30日付けで長崎県内水面漁場管理委員会から承認された雪浦川内水面振興協議会採捕規程は、令和５年８月31日限り、その効力を失う。

様式（一）

雪 浦 川 漁 場 監 視 員

雪 浦 川 内 水 面 振 興 協 議 会

様式（二）

漁　場　監　視　員　証
下記の者は、当協議会の漁場監視員であることを証明する。 住　　　所 氏　　　名 有 効 期 間　　　自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日 雪 浦 川 内 水 面 振 興 協 議 会 会長　　　　　　印

境川内水面振興協議会採捕規程

（目的）

第１条　この規程は、境川内水面振興協議会（以下「協議会」という。）が長崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の指示に基づき、境川流域における漁場利用関係を適切にし、水産動物（あゆ、やまめ、こい及びはやをいう。以下同じ。）の保護培養を図ることを目的とする。

（漁具漁法の制限）

第２条　水産動物を採捕する場合は、次の漁具漁法以外のものによって採捕してはならない。ただし、投網については、委員会の承認を得て協議会が特に認めた者は、この限りではない。

(1)　手釣

(2)　竿釣

(3)　徒歩徒手採捕

(4)　たも網（口径50センチメートル以下。）

（採捕期間）

第３条　次の表のア欄に掲げる水産動物を採捕する期間は、それぞれ同表イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア　水産動物	イ　期　　　間
あ　　ゆ	６月１日から９月30日まで
や　ま　め	３月１日から９月30日まで

２　22時から５時までの採捕はしてはならない。

（体長制限及び持ち帰り数の制限）

第４条　次の表のア欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表イ欄に掲げる大きさ以下のものを採捕してはならない。

ア　水産動物	イ　大　　き　　さ
や　ま　め	全長15センチメートル
こ　　　い	全長15センチメートル

２　やまめを持ち帰る場合、その数は１人１日５尾までとする。

（水産動物を採捕する者の守るべき事項）

第５条　境川において水産動物を採捕する者は、水産動物の保護培養に協力しなければならない。

２　水産動物を採捕する場合は、川底を撹拌してはならない。

３　水産動物を採捕する場合は、相互に適正な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

４　水産動物を採捕する場合は、委員会の承認証を携帯し、協議会の漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

５　水産動物を採捕する場合は、河川を汚染するような行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第６条　漁場監視員は、この規程の励行に関して必要な指示を行うことができる。

２　漁場監視員は、別記様式（一）の漁場監視員であることを表示する腕章をつけるとともに、別記様式（二）の漁場監視員証を携帯するものとする。

３　漁場監視員は、採捕者から要求があったときは、漁場監視員証を提示しなければならない。

（承認証の貸与の禁止）

第７条　委員会の承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

（違反者に対する措置）

第８条　協議会は、委員会の承認を受けた者が、この規程に違反したときは、ただちにその者に対し採捕の中止を命ずることができるものとする。

２　協議会は、前項の規定により、採捕の中止を命じた場合にはその旨を委員会に報告し、以後その者の採捕を承認しないよう具申するものとする。

（附則）

１　この規程は、令和５年９月１日から施行する。

２　平成30年８月30日付けで長崎県内水面漁場管理委員会から承認された境川内水面振興協議会採捕規程は、令和５年８月31日限り、その効力を失う。

様式（一）

境川漁場監視員

境川内水面振興協議会

様式（二）

漁　場　監　視　員　証
下記の者は、当協議会の漁場監視員であることを証明する。 住　　所 氏　　名 有効期間　　自　令和　年　月　日 　　　　　　至　令和　年　月　日 境川内水面振興協議会 会長　　　　　印

志佐川内水面振興協議会採捕規程

（目的）

第１条　この規程は、志佐川内水面振興協議会（以下「協議会」という。）が長崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の指示に基づき、志佐川流域における漁場利用関係を適切にし、水産動物（あゆ、はや、こい、ふな、うなぎ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の保護培養を図ることを目的とする。

（漁具漁法の制限）

第２条　水産動物を採捕する場合は、次の漁具漁法以外のものによって採捕してはならない。ただし、うなぎ塚及びうなぎもどらずについては、委員会の承認を得て協議会が特に認めた者は、この限りではない。

(1)　手釣

(2)　竿釣

(3)　徒歩徒手採捕

(4)　たも網（たも網の直径40センチメートル以下。）

(5)　かにかご（１人が同時に使用するかごの数は３個以内とする。）

（採捕期間）

第３条　次の表のア欄に掲げる水産動物を採捕する期間は、それぞれ同表イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア　水産動物	イ　期　　　間
あ　　ゆ	６月１日から10月31日まで
は　　や	６月１日から４月30日まで
こ　　い	
ふ　　な	
う　な　ぎ	
もくずがに	９月１日から12月31日まで

（体長及び採捕の制限）

第４条　次の表のア欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表イ欄に掲げる大きさ以下のものを採捕し

てはならない。

ア　水産動物	イ　大　　き　　さ
は　　　や	全長５センチメートル
こ　　　い	全長15センチメートル
ふ　　　な	全長５センチメートル
う　な　ぎ	全長21センチメートル
もくずがに	甲幅長５センチメートル

（採捕禁止区域及び期間）

第５条　第３条の規定に関わらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、同表イ欄の期間中は、採捕してはならない。

ア　区　　　　域	イ　期　　　　間
志佐川庄野橋上流端から第１井堰に至る区域	９月１日から12月31日まで

（水産動物を採捕する者の守るべき事項）

第６条　水産動物を採捕する者は、水産動物の保護培養に協力しなければならない。

２　水産動物を採捕する場合、川底を攪拌してはならない。

３　水産動物を採捕する場合、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

４　水産動物を採捕する場合、委員会の承認証を携帯しなければならない。

５　水産動物を採捕する場合において、漁場監視員の要求があったときは、委員会の承認証を提示しなければならない。

６　水産動物を採捕する場合、河川を汚染するような行為をしてはならない。

７　水産動物を採捕する者が、協議会が特に認める電子遊漁券を利用する場合においては、電子遊漁券をもって承認証に代えることができる。

（漁場監視員）

第７条　漁場監視員は、この規程の励行に関して必要な指示を行うことができる。

２　漁場監視員は別記様式（一）の漁場監視員であることを表示する腕章をつけるとともに、別記様式（二）の漁場監視員証を携帯するものとする。

３　漁場監視員は、採捕者から要求があったときは、漁場監視員証を提示しなければならない。

（承認証の貸与等の禁止）

第８条　委員会の承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

（違反者に対する措置）

第９条　協議会は、委員会の承認を受けた者が、この規程に違反したときは、ただちにその者に対し採捕の中止を命ずることができるものとする。

２　協議会は、前項の規定により採捕の中止を命じた場合には、その旨を委員会に報告し、以後その者の採捕を承認しないよう具申するものとする。

（附　則）

１　この規程は、令和５年９月１日から施行する。

２　平成30年８月30日付けで長崎県内水面漁場管理委員会から承認された志佐川内水面振興協議会採捕規程

は、令和５年８月31日限り、その効力を失う。

様式（一）

志佐川漁場監視員 志佐川内水面振興協議会

様式（二）

漁　場　監　視　員　証 下記の者は、当協議会の漁場監視員であることを証明する。 住　　所 氏　　名 有効期間　　自　令和　年　月　日 　　　　　　至　令和　年　月　日 志佐川内水面振興協議会 会長　　　　　印

郡川内水面振興協議会採捕規程

（目的）

第１条　この規程は、郡川内水面振興協議会（以下「協議会」という。）が長崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の指示に基づき、郡川流域における漁場利用関係を適切にし、水産動物（はや、ふな、こい及びうなぎをいう。以下同じ。）の保護培養を図ることを目的とする。

（漁具漁法の制限）

第２条　水産動物を採捕する場合は、次の漁具漁法以外のものによって採捕してはならない。ただし、うなぎ塚及びうなぎもどらずについては、委員会の承認を得て協議会が特に認めた者は、この限りではない。

（1）手釣

（2）竿釣

（3）徒歩徒手採捕

（4）たも網（たも網の直径40センチメートル以下。）

（採捕期間）

第３条　次の表のア欄に掲げる水産動物を採捕する期間は、それぞれ同表イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア　水産動物	イ　期　　　　間
は　　や	４月１日から11月30日まで
ふ　　な	
こ　　い	
う　な　ぎ	６月１日から12月31日まで

（体長及び採捕の制限）

第４条　次の表のア欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表イ欄に掲げる大きさ以下のものを採捕してはならない。

ア　水産動物	イ　大　き　さ
は　　や	全長５センチメートル
ふ　　な	全長15センチメートル
こ　　い	全長20センチメートル
う　な　ぎ	全長21センチメートル

（採捕禁止区域及び期間）

第５条　第３条の規定に関わらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、同表イ欄の期間中は、採捕してはならない。

ア　区　　　　域	イ　期　　　　間
大村市寿古町本城井堰から平四郎井堰に至る区域 大村市萱瀬小学校前朝追岳橋上流端から郡川砂防えん堤（朝追えん堤）上流端に至る区域	１月１日から12月31日まで

２　本規程に関わらず、長崎県漁業調整規則（昭和39年長崎県規則第89号）第40条の規定により、次の表のア欄に掲げる区域内においては、同表イ欄の期間中、一切の水産動植物を採捕してはならない。

ア　区　　　　域	イ　期　　　　間
郡橋の上流端から下流全域	10月１日から10月31日まで

（水産動物を採捕する者の守るべき事項）

第６条　水産動物を採捕する者は、水産動物の保護培養に協力しなければならない。

２　水産動物を採捕する場合、川底を攪拌してはならない。

３　水産動物を採捕する場合、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

４　水産動物を採捕する場合、委員会の承認証を携帯しなければならない。

５　水産動物を採捕する場合において、漁場監視員の要求があったときは、委員会の承認証を提示しなければならない。

６　水産動物を採捕する場合、河川を汚染するような行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第７条　漁場監視員は、この規程の励行に関して必要な指示を行うことができる。

２　漁場監視員は別記様式（一）の漁場監視員であることを表示する腕章をつけるとともに、別記様式（二）の漁場監視員証を携帯するものとする。

３　漁場監視員は、採捕者から要求があったときは、漁場監視員証を提示しなければならない。
（承認証の貸与等の禁止）
第８条　委員会の承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
（違反者に対する措置）
第９条　協議会は、委員会の承認を受けた者が、この規程に違反したときは、ただちにその者に対し採捕の中止を命ずることができるものとする。
２　協議会は、前項の規定により採捕の中止を命じた場合には、その旨を委員会に報告し、以後その者の採捕を承認しないよう具申するものとする。
（附　則）
１　この規程は、令和５年９月１日から施行する。
２　平成30年８月30日付けで長崎県内水面漁場管理委員会から承認された郡川内水面振興協議会採捕規程は、令和５年８月31日限り、その効力を失う。

様式（一）

郡川漁場監視員 郡川内水面振興協議会

様式（二）

漁　場　監　視　員　証 下記の者は、当協議会の監視員であることを証明する。 住　　所 氏　　名 有効期間　　自　令和　年　月　日 　　　　　　至　令和　年　月　日 郡川内水面振興協議会 会長　　　　　　印

川棚川内水面振興協議会採捕規程
（目的）
第１条　この規程は、川棚川内水面振興協議会（以下「協議会」という。）が長崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の指示に基づき、川棚川流域における漁場利用関係を適切にし、水産動物（う

なぎをいう。以下同じ。）の保護培養を図ることを目的とする。
（漁具漁法の制限）
第２条　水産動物を採捕する場合は、次の漁具漁法以外のものによって採捕してはならない。ただし、うなぎ塚については、委員会の承認を得て協議会が特に認めた者は、この限りではない。
（1）手釣
（2）竿釣
（3）徒手採捕
（4）たも網（網口径60センチメートル以下。）
（採捕期間）
第３条　水産動物を採捕する期間は、次に掲げる期間内でなければならない。
（1）うなぎ（うなぎ塚を除く。）　４月１日から11月30日
（2）うなぎ塚　８月１日から11月30日
（体長の制限）
第４条　全長30センチメートル以下のうなぎを採捕してはならない。
（水産動物を採捕する者の守るべき事項）
第５条　水産動物を採捕する者は、水産動物の保護培養に協力しなければならない。
２　水産動物を採捕する場合、川底を攪拌してはならない。
３　水産動物を採捕する場合、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
４　水産動物を採捕する場合、委員会の承認証を携帯しなければならない。
５　水産動物を採捕する場合において、漁場監視員の要求があったときは、委員会の承認証を提示しなければならない。
６　水産動物を採捕する場合、河川を汚染するような行為をしてはならない。
（漁場監視員）
第６条　漁場監視員は、この規程の励行に関して必要な指示を行うことができる。
２　漁場監視員は別記様式（一）の漁場監視員であることを表示する腕章をつけるとともに、別記様式（二）の漁場監視員証を携帯するものとする。
３　漁場監視員は、採捕者から要求があったときは、漁場監視員証を提示しなければならない。
（承認証の貸与等の禁止）
第７条　委員会の承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
（違反者に対する措置）
第８条　協議会は、委員会の承認を受けた者が、この規程に違反したときは、ただちにその者に対し採捕の中止を命ずることができるものとする。
２　協議会は、前項の規定により採捕の中止を命じた場合には、その旨を委員会に報告し、以後その者の採捕を承認しないよう具申するものとする。
（附　則）
１　この規程は、令和５年９月１日から施行する。

様式（一）

川棚川漁場監視員

川棚川内水面振興協議会

様式（二）

漁　場　監　視　員　証

下記の者は、当協議会の監視員であることを証明する。

住　　所

氏　　名

有効期間　　自　令和　年　月　日

　　　　　　至　令和　年　月　日

川棚川内水面振興協議会

会長　　　　　　印